

(目的)

第1条 この規則は、女川町内に居住する小企業者で事業資金を必要とする者に対し、女川町（以下「町」という。）が無担保、無保証人で融資のあっせんを行い、もって小企業者の経営の健全な育成を図ることを目的とする。

(小企業者の定義)

第2条 この規則において「小企業者」とは、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種（信用保証協会の保証対象外業種を除く。）を営む者で、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業にあつては5人）以下の企業をいう。

(融資あっせん)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、宮城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）及びあっせんによって融資を行う金融機関（以下「特定金融機関」という。）と相互協力のもとに小企業者に融資あっせんを行うものとする。

(保証限度額の設定)

第4条 町長は、前条に規定する融資あっせんを行うため、毎年度予算に定める範囲内の金額を特定金融機関に預託するものとする。

- 2 町長は、特定金融機関に対し、保証限度額を設けなければならない。
- 3 預託金及び保証限度額については、町長、特定金融機関及び保証協会の間で別に覚書を締結する。

(特定金融機関)

第5条 特定金融機関は、町長が指定する。

- 2 特定金融機関は、町のあっせんに係る事業資金の融資を行うものとする。

(融資あっせんの申込み)

第6条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、小企業小口融資あっせん申込書（様式第1号。以下「融資あっせん申込書」という。）に次の書類を添えて特定金融機関を経由し、町長に申し出なければならない。

- (1) 保証料補給金交付申請書（様式第2号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(申込者の資格)

第7条 申込者は、第2条に規定する者で、かつ、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 町内に居住し、かつ、町内で事業を営んでいる者
- (2) 町税を完納し、かつ、あっせんに係る債務の全部を弁済できる資力があると認められる者
- (3) 事業内容が堅実な者
- (4) 現にこの規則又は女川町中小企業融資あっせん規則（平成6年女川町規則第7号）による融資を受けていない者
- (5) 保証協会の代位弁済を受けていない者又は金融機関からの取引停止を受けていない者
(融資あっせんの基準)

第8条 第3条に定める融資あっせんの基準は、次のとおりとする。

- (1) 資金の用途 運転資金及び設備資金
- (2) 貸付限度額
 - ア 運転資金 1企業につき350万円
 - イ 設備資金 1企業につき350万円
 - ウ ア及びイを併用する場合 1企業につき350万円
- (3) 貸付期間
 - ア 運転資金 5年以内
 - イ 設備資金 7年以内
 - ウ ア及びイを併用する場合 7年以内
- (4) 貸付利率 町、商工会、保証協会及び特定金融機関が協議して定める。
- (5) 返済方法 原則として月賦返済とし、事情により半年賦返済、年賦返済若しくは一括返済を認める。
(保証料の補給)

第9条 融資は、全て保証協会の信用保証を受けなければならない。

- 2 町長は、保証協会が債務保証を引き受けた場合には、融資を受けた者の負担を軽減するため、予算の範囲内において保証料を補給する。
- 3 保証料の額は、保証協会が定める市町村小企業小口資金保証制度要領に基づく保証料相当額とする。
- 4 保証期間の経過した債務額については、保証料を補給しない。
(損失補償)

第10条 町は、保証協会がこの規則に基づく信用保証により損失を受けたときは、別に定めるところ

ろにより損失を補償するものとする。

(融資あっせんの決定)

第11条 町長は、融資あっせん申込書を受理したときは、速やかに信用保証協会と信用保証の可否について協議し、その内容について申込者に通知するものとする。

2 保証協会は、信用保証の可否を申込者に通知するとともに、信用保証の決定した者の書類を特定金融機関に回付するものとする。

3 前項により書類の回付を受けた特定金融機関は、申込者に対して速やかに融資を行わなければならない。

4 保証協会は、毎月末日現在の信用保証処理状況について翌月10日までに町長に報告しなければならない。

(条件変更)

第12条 融資あっせんを受けた者でやむを得ない事情により条件変更を必要とする者は、小企業小口融資条件変更申請書(様式第3号。以下「条件変更申請書」という。)に町長が必要と認める書類を添えて特定金融機関を経由し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する条件変更申請書を受理したときは、保証協会と協議して変更の可否を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

(融資あっせんの決定の取消し)

第13条 町長は、次の各号の一に該当するものについては、融資あっせんを取り消すことができる。

(1) 申込者が融資あっせん決定の通知を受けてから10日以内に借入れ手続を完了しないとき。

(2) 第7条の条件を失うに至ったとき。

(3) 申込みの内容に偽りがあるとき。

(融資あっせんを受けた者の義務)

第14条 融資あっせんを受けた者は、この規則の趣旨を尊重し、誠実に義務を履行し、この資金を他の目的に使用してはならない。

2 町長は、融資を受けた者が前項の規定に違反したと認めたときは、第9条第2項に規定する保証料の補給を中止するとともに、既に交付した補給金の一部又は全部を返還させることができる。

(事業状況の調査)

第15条 町長は、融資あっせんに係る事業について必要あると認めたときは、随時これを調査し、かつ、資料の提出を求めることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に改正前の女川町小企業小口融資あっせん規則の規定に基づいて融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年6月23日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に改正前の女川町小企業小口融資あっせん規則の規定に基づいて融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年6月24日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に改正前の女川町小企業小口融資あっせん規則の規定に基づいて融資を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月29日規則第12号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月1日規則第26号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に改正前の女川町小企業小口融資あっせん規則の規定に基づいて融資を受けている者については、なお従前の例による。

様式第1号 (第6条関係)

小企業小口融資あっせん申込書

年 月 日

女川町長 殿

申込者 住 所
 事業所住所
 事業所名
 代表者氏名 ㊦

女川町小企業小口融資あっせん規則に基づき、下記のとおり融資あっせんを受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、同規則の趣旨を尊重し、かつ、融資条件に従って誠実に義務を履行することを誓います。

記

あっせん希望金額	円		
資金の用途	設備資金	運転資金	併用
償還方法	据置希望 月	月賦 半年賦 年賦	一括払
借入期間	月		
借入金融機関名			
あっせんを必要とする理由及び用途並びに効果			
所要資金総額	あっせん希望金額	自己調達額	自己調達方法

様式第2号（第6条関係）

保証料補給金交付申請書

年 月 日

女川町長 殿

申請者 住 所
 事業所住所
 事業所名
 代表者氏名 ㊟

女川町小企業小口融資あっせん規則に基づき、下記のとおり保証料の補給を受けたいので申請します。

記

借入先金融機関	借入元金	借入日 返済日	月数	保証料金額 (年率%)



委 任 状

借入先 金融機関	借入元金	借入日 返済日	月数	保証料 (年率%割)	取扱金融 機関印

本書金員受領は、宮城県信用保証協会に委任します。

年 月 日

女川町長 殿

住 所
 事業所住所
 事業所名
 代表者氏名 ㊟

様式第3号 (第12条関係)

小企業小口融資条件変更申請書

年 月 日

女川町長 殿

申請者住所
事業所住所
事業所名
代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で決定通知を受けた融資あっせんについて、
下記のとおり条件変更をしたいので別紙関係書類を添えて申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
返 済 方 法		
返 済 期 間		
被 保 証 人		
担 保		
そ の 他		

変 更 理 由	
取 扱 金 融 機 関	